

# 令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出について（ご案内）

## 給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

指 定 番 号
---------

令和 年 月 日提出	給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで
給付番号又は法人番号 フリガナ	給与支払者の名称 姓氏名 所を得税の源泉徴収事業所称 フリガナ	事業種目 受給人 特別徴収対象者 報告人 普通徴収対象者 (退職者を除く)
同一上の所在地 給付支払者の代名 運送業者 関手税理士等の氏名 関友びひ	が合名 姓氏名 課電話 氏名 課電話 氏名 (電話 氏名 (電話 氏名 )	報告人員の合計 所得 報酬 給与の支払方法 納入書の送付 必要・不要

第17号様式記載要領  
1 「この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。

2 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に報告書を提出してください。

（イ）1月1日現在において給与の支払を受けている者、1月31日まで  
（ロ）給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの

3 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。

4 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。

5 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同様第15項に規定する法人番号をいふ。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。

6 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国組織名を記載してください。

7 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

8 「専属税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の専属税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

9 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする者（個人別明細書）を提出する者で、普通徴収対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。

10 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。

11 「退職者によるもの」欄には、提出先の市町村に対する「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。

12 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。

13 「報告人員の合計」欄及び「特別徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。

14 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等ヒ記載してください。

（あて先）五島市長

平素から個人の市・県民税につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、今年も給与支払報告書を提出していただく時期となりましたので、「総括表」及び「仕切紙」を送付いたします。  
つきましては、必要事項を記入の上、期限までに提出くださるようお願いいたします。  
詳細につきましては、「令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出について（お願い）」をご覧ください。

令和5年中に給与等を支払った人で、令和6年1月1日ににおいて五島市に住所がある人全員分を提出してください。

## 【提出期限】

提出期限は、令和6年1月31日です。  
できるだけ早めにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

## 【提出先】

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号  
五島市市民生活部税務課 市民税班  
電話 0959-72-6114（内線135）

へ、郵送又はご持参にて提出ください。

右の総括表及び下の仕切紙は、切り取ってご使用ください。

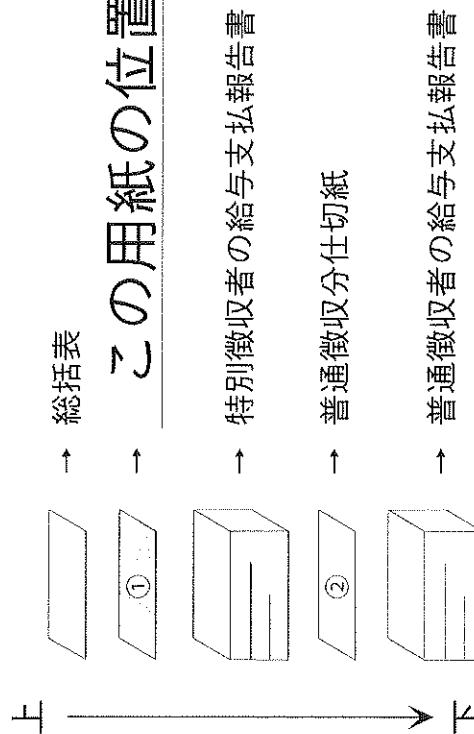
指定番号(市の番号)

普通徴収分仕切紙

## 特別徴収者 人数(名)

(市・県民税を6月から貴事業所で給与天引きで納付する人)  
この方たちは貴事業所に税額通知書を送付します。

### この用紙の位置



五島市

## 普通徴収者 人数(名)

(市・県民税を直接個人で納付する人)  
この方たちはご本人に納税通知書を送付します。

※原則として、下記以外の理由では普通徴収は認められません。  
下記理由に該当しない場合は、特別徴収になりますので、特別徴収者としてご提出ください。

A：退職者・乙欄該当者  
B：退職予定者  
C：他の事業所で特別徴収の方  
D：給与が毎月支給されていない方  
E：個人事業者の事業専従者

五島市

※この仕切紙を使用し、徴収区分別に分類いただきますよう  
お願ひいたします。

※この仕切紙を使用し、徴収区分別に分類いただきますよう  
お願ひいたします。